

男女共同参画社会づくりに関する県民意識調査業務仕様書

1 業務名

男女共同参画社会づくりに関する県民意識調査

2 委託期間

契約締結の日から令和8年1月15日まで

3 目的

男女共同参画社会の形成に関する県民の意識を把握し、男女共同参画施策の基礎資料とする。

4 委託業務の内容

(1) 意識調査実施

① 標本抽出

次の条件により調査対象者（標本）を抽出し、そのリストマップ（調査標本一覧表）を作成する。

(ア) 調査地域：沖縄県全域

(イ) 調査対象：満18歳以上

(ウ) 標本数、有効回答数：過去調査の実施結果を踏まえながら、調査結果の集計・分析（全体、属性毎）、過去調査との比較の精度を保つ十分な有効回答数を確保できるよう、その設定理由についての説明も含め、提案すること。有効回答数（率）を達成するための方法についても併せて提案すること。

（参考）前回調査（令和2年度）：標本数7,500件、有効回答数1,721件

(エ) 標本数の配分：過去調査の実施結果を踏まえながら、調査結果の集計・分析のために必要となる市町村毎の調査地点数、及び標本数の地点毎の配分について提案すること。

(オ) 抽出方法：層化2段無作為抽出法

② 調査票の作成

(ア) 調査項目については、過去の調査との比較、検討を行う必要があることから、前回調査を基本とする。

(イ) 令和6年度実施の内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（以下「全国調査」という。）や他の自治体調査等を参考とし、本事業の目的を達成するために追加した方がよい項目があれば提案すること。

(ウ) 本調査業務の受託機関に設置する検討委員会において、調査票を検討した上で、調査票を確定し、印刷する。

③ 調査票の配布 ※提案による

④調査票の回収 ※提案による

(2) 集計

回収した調査票について単純集計、クロス集計を行う。

(3) 分析・考察

本調査業務の受託機関に設置する検討委員会にて、分析・考察を行い、次の①から③の内容により報告書等を作成する。

① 調査の概要

② 調査結果の要約

③ 調査結果の概要

(調査結果の分析にあたっては、前回調査及び全国調査との比較を行うこと。比較する項目については、県と協議のうえ決定する。)

(4) 検討委員会の設置

本調査を適正かつ円滑に行うため、受託機関に検討委員会を設置する。

(ア) 検討委員会の役割

調査票の項目、調査結果の分析・考察等重要な事項を検討する。

(イ) 検討委員会の構成員

委員選定については、委託者と協議するものとする。

・学識経験者 2名

・県職員 1名

・受託者 若干名

(5) 報告書作成業務

各調査項目を集計のうえ、調査結果を報告書としてまとめるとともに、次の①から④の成果品を提出する。

<成果品>

①概要版（紙媒体）：200部

②報告書（紙媒体）：300部

③上記①、②の電子データ（CD-ROM／PDF形式）：1枚

④各調査項目の集計データ（CD-ROM／エクセル様式）：1枚

<規格>

①概要版

・サイズ等：A4判、カラー

・頁数等：15頁程度

②報告書

・サイズ等：A4判

・頁数等：本文150頁程度

- (6) その他、「男女共同参画社会づくりに関する県民意識調査」の円滑な実施に資する提案があれば幅広く認める。

5 経費について

9,590,000円（消費税込み）の範囲内で見積もること。

また、検討委員会に係る経費（委員への謝礼金、執筆料）も含めて見積もること。

6 再委託等の制限について

(1) 一括再委託の禁止等

以下の契約の主たる部分については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせること（以下「再委託」）はできない。

ア 契約金額の50%を超える業務

イ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、再委託ができる業務等の範囲は以下のとおりとし、再委託を行おうとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「簡易な業務」については、県の承認を要せずに再委託を行うことができる。

○再委託ができる業務の範囲

ア 履行にあたり特殊な技術能力等を必要とする業務

イ 業務を遂行する上で、円滑かつ効率的な執行が見込める専門的業務

○簡易な業務

ア 資料の収集、整理

イ 複写、印刷、製本

ウ 原稿、データの入力及び集計

7 協議について

本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、沖縄県こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課と協議すること。